

公益財団法人北海道移植医療推進財団賛助会員規程

第1条 この規程は、定款第42条に定める賛助会員に関しその細則を定める。

第2条 賛助会員は、当公益財団の設立趣旨に賛同し、その事業運営維持に協力する法
及び個人会員とする。

第3条 賛助会員は、次の会費を納入するものとする。

法人会費 年1口 20,000万円（1口以上）

個人会員 年1口 5,000千円（1口以上）

第4条 賛助会費は、当該年度末迄に納入するものとする。

第5条 賛助会費は、臓器移植普及推進事業と法人会計（事務局運営費）に、50%ずつ
充当するものとする。

第6条 賛助会員は、当公益財団の主催する各種行事に参加することができる。

第7条 賛助会費が、2年以上未納となった場合は、会員資格を失うものとする。

第8条 退会しようとする賛助会員は、退会届を理事長あてに提出しなければならない。

付則

1 この改定（第4条 賛助会費納入）は、平成29年4月1日から施行する。